広島県告示第四百六十四号

出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったも のと認めた。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届

令和四年六月十三日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

業協同組合)、安浦加入区(安浦漁業協同組合)、 **倉橋西加入区(倉橋西部漁業協同組合)、鹿島加入区(倉橋島漁業協同組合)、倉橋東加入** 協同組合)、 入区 区(倉橋島漁業協同組合)、倉橋西加入区(倉橋島漁業協同組合)、川尻町加入区(川尻漁 広島市漁業協同組合)、宇品地区加入区(広島市漁業協同組合)、仁保加入区(広島市漁業 井口加入区(井口漁業協同組合)、草津地区加入区(広島市漁業協同組合)、江波地区加 向島町加入区 . (広島市漁業協同組合)、広島地区加入区 (広島市漁業協同組合)、向洋地区加入区 (仁保加入区(仁保漁業協同組合)、倉橋東加入区(倉橋西部漁業協同組合)、 (向島町漁業協同組合) 大崎内浦加入区(大崎内浦漁業協同組合